

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付
要綱

制定	平成24年3月27日	遠野市告示第42号
一部改正	平成25年4月1日	遠野市告示第91号
一部改正	平成30年3月30日	遠野市告示第71号
一部改正	平成31年3月26日	遠野市告示第37号
一部改正	令和3年3月17日	遠野市告示第25号

(趣旨)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、一定の地域又は複数の世帯による浄化槽の設置整備事業の実施等に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅等 自己が所有し、又は共有し、かつ、自己が居住する住宅又は店舗等併用住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。）であって、居住の用に供する面積が当該建物全体の面積の2分の1以上であるものをいう。
- (3) 新設 次のいずれかに該当する場合で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を必要とするものをいう。
 - ア 専用住宅を新築すると同時に浄化槽を設置する場合
 - イ 既存の専用住宅を解体し、当該敷地に専用住宅を新築すると同時に浄化槽を設置する場合
 - ウ 既存の専用住宅を増築すると同時に浄化槽を設置する場合であって、当該増築により増加する既存の専用住宅の延床面積が10平方メートル以上である場合
 - エ 既存の専用住宅でない建物を専用住宅に増改築すると同時に浄化槽を設置する場合
- (4) 転換 次のいずれかに該当する場合で、かつ、建築確認を必要としないものをいう。
 - ア リフォーム（住宅の安全性、耐久性又は居住性を向上させるため、当該住宅及び住宅の一部の改修、修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。以下同じ。）により、既存の専用住宅に附属する汲取り便所（簡易水洗式便所を含む。）を撤去すると同時に浄化槽を設置する場合
 - イ リフォームにより、既存の専用住宅に附属する単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定するし尿のみを処理する構造の浄化槽をいう。）を撤去すると同時に浄化槽を設置する場合
 - ウ 既存の専用住宅を増築すると同時に浄化槽を設置する場合であって、当該増築により増加する既存の専用住宅の延床面積が10平方メートル未満である場合

(5) 設置者 専用住宅に新設又は転換により浄化槽を設置しようとする者、又は既に専用住宅に浄化槽をしている者であって、次に掲げるいずれにも該当しないものをいう。

ア 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置するもの

イ 専用住宅の所有権を有しない者で、浄化槽を設置することについて当該所有権の承諾を得られないもの

ウ 販売を目的として浄化槽付建築物を建築する者

エ 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者

オ 無登録又は無届出の浄化槽工事事業者の設置工事により浄化槽を設置した者

カ 補助金の交付の決定の前に、補助事業に係る工事（既存の附属設備の撤去工事を含む。）を着工した者

キ 市税を滞納している者。この場合において、市長が必要と認めるときは、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の同意を得た上で、公簿により、当該申請者の市税の納付の状況を確認することができる。

ク 遠野市暴力団排除条例（平成24年遠野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(6) 特定地域浄化槽設置整備事業 概ね20以上の世帯が居住する一定の地域において、当該地域に居住する世帯の専用住宅に新設又は転換により5人槽、7人槽又は10人槽の浄化槽を新たに設置し、及びその維持管理を行う事業並びに既に当該地域に居住する世帯の専用住宅に設置している浄化槽の維持管理を行う事業をいう。ただし、既に専用住宅に設置している浄化槽の維持管理を行う世帯の戸数は、一の当該特定地域浄化槽設置整備事業を行う世帯全体の戸数の50パーセントに相当する数（1未満の端数は切り捨て）を超えないものとする。

(7) 集団型浄化槽設置整備事業 2以上の世帯で構成する団体が、当該世帯の専用住宅に新設又は転換により5人槽、7人槽又は10人槽の浄化槽を新たに設置する事業をいう。

(対象区域)

第3条 特定地域浄化槽設置整備事業及び集団型浄化槽設置整備事業（以下「補助対象事業」という。）の対象区域は、市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画を定めた区域及び農業集落排水事業整備地区を除く区域とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、特定地域浄化槽設置整備事業にあつては概ね20以上の設置者で構成する団体（以下「特定地域事業実施団体」という。）とし、集団型浄化槽設置整備事業にあつては2以上の設置者で構成する団体（以下「集団型事業実施団体」という。）とする。

(補助対象事業の実施の要件)

第5条 補助対象事業を実施するための要件は、補助金の交付を受けた場合において、浄化槽の設置工事に係る工事請負契約を競争入札等の方法により一括して契約する見込みであること、及び特定地域浄化槽設置整備事業にあつては別表第1に定める要件、集団型浄化槽設置整備事業にあつては別表第2に定める要件に該当することとする。

(特定地域浄化槽設置整備事業に係る補助金の額)

第6条 特定地域浄化槽設置整備事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に

応じ、当該各号に定める額の総額とする。

(1) 浄化槽の設置に要する経費 当該浄化槽の設置に要する費用に相当する額。ただし、新設又は転換の区分及び人槽の区分に応じ、別表第3に掲げる額を限度額とする。

(2) 浄化槽の維持管理に要する経費 浄化槽1基につき年額15,000円

(3) 浄化槽を設置した専用住宅の敷地外から放流する公共水域等までの排水路の工事（当該排水路の工事が50メートルを超える場合にあっては、50メートルを限度とする。）に要する経費 当該排水路の工事1メートル当たり5,000円

（集団型浄化槽設置整備事業に係る補助金の額）

第7条 集団型浄化槽設置整備事業に係る補助金の対象経費は浄化槽の設置に要する経費とし、これに対する補助金の額は当該浄化槽の設置に要する費用に相当する額のうち、新設又は転換の区分、世帯数の区分及び人槽の区分に応じ、別表第4に掲げる額を限度額とする。

（浄化槽の維持管理に係る補助金の交付期間）

第8条 第6条第2号に規定する経費に対する補助金の交付期間は、新たに設置した浄化槽の維持管理に係る補助金にあっては当該浄化槽を設置した日の属する年度の初日から起算して5年とし、既に専用住宅に設置している浄化槽の維持管理に係る補助金にあっては当該補助金を交付した日を含む年度の初日から起算して5年とする。

（数年度にわたる補助金の交付）

第9条 市長は、完了までに数年度を要する補助対象事業について、必要と認める場合は、数年度にわたり補助金を交付することができる。ただし、補助金の交付の決定は、年度ごとに行うものとする。

（交付申請）

第10条 申請者は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付申請書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、特定地域浄化槽設置整備事業にあっては遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により、集団型浄化槽設置整備事業にあっては遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定に付する条件）

第12条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、補助対象事業により設置した浄化槽を、補助金の交付の決定を受けた特定地域事業実施団体又は集団型事業実施団体（以下「補助事業者」という。）の責任において適正に管理し、浄化槽法第4条に規定する浄化槽に関する基準等を遵守することとする。

（変更承認申請等）

第13条 補助事業者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書に別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 次に掲げる変更については、軽微な変更として申請を省略することができるものとする。

(1) 浄化槽及び関連設備の位置の変更

(2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種の変更（同等以上の処理性能であり、かつ、人槽の変更を伴わないものに限る。）

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業完了後7日以内に、別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、必要に応じて現地調査を行い、当該実績報告の内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けた補助事業者は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金請求書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金請求書に別表第5に掲げる書類を添付して、市長に対し補助金の請求をするものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の出来形部分に相応する補助金額以内の額について、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金請求書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金請求書に別表第5に掲げる書類を添付して、市長に対し部分払を請求することができる。

（補助金交付の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（提出書類及び提出期日）

第19条 規則及びこの告示により定める書類その他の様式及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第5のとおりとする。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日遠野市告示第91号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日遠野市告示第71号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日遠野市告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月17日 遠野市告示第25号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

事業要件	
世帯（戸数）	概ね20以上の世帯（最小単位は、当該行政区内の班とする。）
単位	行政区及びその隣接する行政区（当該区域は、地図上でその周囲を線で囲むことができる範囲とする。）
同意率	新設又は転換により専用住宅に新たに浄化槽を設置しようとする世帯の数及び既に専用住宅に浄化槽を設置している世帯の数の合計の80%以上（公共施設、事業所等を除く。）
水洗化率	上記世帯の世帯員数の合計の75%以上（公共施設、事業所等を除く。）
新たな浄化槽の設置期限	申請の日から5年以内

別表第2（第5条関係）

事業要件	
世帯（戸数）	2世帯以上
同意率	新設又は転換により専用住宅に新たに浄化槽を設置しようとする世帯のすべて（公共施設、事業所等を除く。）
水洗化率	100%（公共施設、事業所等を除く。）
新たな浄化槽の設置期限	申請の日から1年以内とする。ただし、世帯数が10以上である場合は、申請の日から3年以内とする。

別表第3（第6条関係）

(1) 新設

人槽区分	補助金の限度額
5人槽	409,000円
7人槽	615,000円
10人槽	958,000円

(2) 転換

人槽区分	補助金の限度額
5人槽	682,000円
7人槽	904,000円
10人槽	1,295,000円

別表第4（第7条関係）

(1) 新設

世帯数	補助金の限度額		
	5人槽	7人槽	10人槽
2世帯～3世帯	384,000円	481,000円	643,000円
4世帯～5世帯	387,000円	501,000円	673,000円
6世帯～9世帯	390,000円	521,000円	703,000円
10世帯～14世帯	393,000円	541,000円	733,000円
15世帯～19世帯	396,000円	561,000円	763,000円
20世帯以上	399,000円	581,000円	793,000円

(2) 転換

世帯数	補助金の限度額		
	5人槽	7人槽	10人槽
2世帯～3世帯	657,000円	770,000円	980,000円
4世帯～5世帯	660,000円	790,000円	1,010,000円
6世帯～9世帯	663,000円	810,000円	1,040,000円
10世帯～14世帯	666,000円	830,000円	1,070,000円
15世帯～19世帯	669,000円	850,000円	1,100,000円
20世帯以上	672,000円	870,000円	1,130,000円

別表第5（第10条－第16条関係）

条項	様式名及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付申請書	第1号	1部	対象浄化槽の設置工事に着手する日の前日まで
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書	第2号	1部	
	3 事業計画書	第3号の1及び第3号の2	1部	
	4 収支予算書	第4号	1部	
	5 同意書	第5号	1部	
	6 特定地域浄化槽設置整備事業位置図		1部	
	7 建築確認通知書の写し又は審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し		1部	
	8 浄化槽の構造図		1部	
	9 設置場所の配置図（浄化槽から放流水の放流先までの排水経路を明示したもの）		1部	
	10 専用住宅の所有権を有しない者は、当該所有権者の承諾書		1部	
	11 浄化槽の設置に要する経費の見積書の写し		1部	
	12 その他市長が必要と認める書類 ・工事請負契約書 ・し尿浄化槽票 ・処理対象人員算定書 ・登録浄化槽管理票（C票） ・登録証（写し） ・水路放流許可書（写し） ・道路占用許可証（写し） ・浄化槽設備士免状（写し）		1部	
規則第6条第1項第2号及び第3号の規定による書類	1 遠野市特定地域浄化槽設置事業変更（中止、廃止）承認申請書	第8号	1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から10日以内
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書	第9号	1部	
	3 事業変更計画書	第3号の1及び第3号の2	1部	
	4 変更収支予算書	第4号	1部	
	5 変更同意書	第5号	1部	
	6 特定地域浄化槽設置整備事業位置図		1部	

規則第13条 第1項及び 第2項の規 定による書 類（第16条 第2項の規 定による書 類にあつて は、※を付 した書類）	1 遠野市特定地域浄化槽設置整備事業 補助金請求書※	第12号	1部	当該年度 内
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業補 助金請求書※	第13号	1部	
	3 事業実績書	第3号の 1及び第 3号の2 第4号	1部	
	4 収支精算書		1部	
	5 特定地域浄化槽設置整備事業位置図 ※		1部	
	6 特定地域浄化槽補助金交付指令書の 写し		1部	
	7 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃 業者との業務委託契約書の写し		1部	
	8 浄化槽法の定期検査依頼書の写し		1部	
	9 工事写真※		1部	
	10 その他市長が必要と認める書類 ・出来形明細書（請求書）の写し※ ・使用開始報告書 ・管理計画書		1部	

様式第1号（別表第5関係）

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所 在
団体名
代表者 ⑩
(電 話)

年度において、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ
	口座名義

様式第2号（別表第5関係）

遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所 在

団体名

代表者

㊞

（電 話

）

年度において、遠野市集団型浄化槽設置整備事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ
	口座名義

様式第3号の1 (別表第5関係)

事業(変更)計画(実績)書

浄化槽の設置に要する経費分(特定地域浄化槽設置整備事業及び集団型浄化槽設置整備共通)

番号	設置者		浄化槽の型式等					専用住宅の内容				事業実施期間	
	氏名	設置場所	名称 (認定番号)	人槽	居住 人数	事業費	放流先	所有 区分	種類	総延床面積	居住部分 の延床面積	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計						水洗化率				%			

注 適宜変更して使用することは、差し支えない。

様式第3号の2（別表第5関係）

事業（変更）計画（実績）書

浄化槽の維持管理に要する経費及び敷地外排水管路布設の経費（特定地域浄化槽設置整備事業のみ）

番号	設置者			浄化槽の維持管理に要する経費				敷地外排水管路布設の経費		
	氏名	設置場所	新設・既設の区分	平均年間維持管理費	補助金交付開始年度	補助金交付終了年度	交付期間	敷地外排水 管延長	布設費	布設時期の区分
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
			新設 既設				年間	m		浄化槽設置年度の 同年度 翌年度
				延べ交付期間		年間		延べ延長	m	

注1 適宜変更して使用することは、差し支えない。

2 番号と氏名は様式第3号の1と照合させること。

3 新設・既設の区分及び布設時期の区分の欄については該当する個所に○をすること。

様式第4号（別表第5関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額)	(精 算 額)	備 考
市 補 助 金	円	円	新設 転換 維持管理費 排水路工事
自 己 資 金	円	円	
合 計	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額)	(精 算 額)	備 考
事 業 費	円	円	新設 転換 維持管理費 排水路工事
合 計	円	円	

備考 1 変更等の内容に応じ適宜補正して用いること。

2 「1 収入の部」の市補助金の備考欄及び「2 支出の部」の事業費の備考欄に、該当する区分（新設又は転換、維持管理費及び排水路工事）の件数を記載すること。

様式第5号（別表第5関係）

同 意 書

年 月 日

遠野市長 様

事業実施団体名		
設 置 者	住所	
	氏名	
	電話	

私は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により浄化槽を設置するに当たり、同要綱を遵守するとともに、次の事項について同意します。

記

- 1 特定地域浄化槽設置整備事業実施団体（集団型浄化槽設置整備事業実施団体）の設立趣旨に賛同し、加入します。
- 2 上記要綱第2条第5号キ後段の規定により、市税の納付状況を市の担当者が確認することに同意します。
- 3 遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金（遠野市集団型浄化槽整備事業補助金）の交付決定があったときは、特定地域浄化槽設置整備事業実施団体（集団型浄化槽設置整備事業実施団体）が定める一括契約及び発注の方法により、浄化槽を速やかに設置します。
- 4 設置した浄化槽は、設置者の責任において適正に管理し、浄化槽法第4条に規定する浄化槽に関する基準等を遵守します。

様式第6号（第11条関係）

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日

（事業実施団体）

様

遠野市長



年 月 日付けで申請のありました遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

補助金交付決定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日

（事業実施団体）

様

遠野市長



年 月 日付で申請のありました遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

補助金交付決定額 金 円

様式第8号（別表第5関係）

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

遠野市長 様

（事業実施団体）

申請者 所 在

名 称

代表者

⑩

（電 話

）

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市特定地域浄化槽設置整備事業の実施について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野市補助金交付規則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

変更（中止、廃止）の理由

備考 変更等の内容に応じ適宜補正して用いること。

様式第9号（別表第5関係）

遠野市集団型浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

遠野市長 様

（事業実施団体）

申請者 所 在

名 称

代表者

⑩

（電 話

）

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市集団型浄化槽設置整備事業の実施について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野市補助金交付規則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

変更（中止、廃止）の理由

備考 変更等の内容に応じ適宜補正して用いること。

様式第10号（第15条関係）

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

（事業実施団体）

様

遠野市長



年 月 日付けで報告のありました遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金
について、次のとおり交付額が確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

様式第11号（第15条関係）

遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

（事業実施団体）

様

遠野市長



年 月 日付けで報告のありました遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付額が確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

様式第12号（別表第5関係）

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金請求書

年 月 日

遠野市長 様

（事業実施団体）

申請者 所 在

名 称

代表者

印

（電 話

）

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市特定地域浄化槽設置整備事業（の出来形部分について）が完了したので、遠野市補助金交付規則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を（部分払）請求します。

補助金請求額 金 円

振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ
	口 座 名 義

様式第13号（別表第5関係）

遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金請求書

年 月 日

遠野市長 様

（事業実施団体）

申請者 所 在

名 称

代表者

印

（電 話

）

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市
集団型浄化槽設置整備事業（の出来高部分について）が完了したので、遠野市補助金交付規
則、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を（部分払）請求します。

補助金請求額 金 円

振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ
	口 座 名 義